

12. 参考資料

1) 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則 別表第五号 (第五号関係)

身体障害者障害程度等級表

等 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語障害 又はそし やく機能 の障害	肢 体 不 自 由	
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢
1 級	両眼の視力(万国式 試視力表によって測 ったものをいい、屈折異 常のある者について は、きょう正視力につ いて測ったものをい う。以下同じ。)の和 が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.02以上0.04以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が95パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル がそれぞれ100デジ ベル以上のもの (両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で 欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの
3 級	1 両眼の視力の和が 0.05以上0.08以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内でかつ 両眼による視野につ いて視能率による損 失率が90パーセント 以上のもの	両耳の聴力レベル が90デジベル以上の もの (耳介に接しなけれ ば大声語を理解し得 ないもの)	平衡機 能の極め て著しい 障害	音声機 能、言語 機能又は そしやく 機能の喪 失	1 両上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全 廃したもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠 くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの
4 級	1 両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の もの 2 両眼の視野がそれ ぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベ ルが80デジベル以 上のもの (耳介に接しなけれ ば話声語を理解し 得ないもの) 2 両耳による普通 話声の最良の語音 明瞭度が50パーセ ント以下のもの		音声機 能、言語 機能又は そしやく 機能の著 しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃し たもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能を全廃したも の 8 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で 欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機 能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10cm以上 又は健側の長さの10分の1以上短 いもの
5 級	1 両眼の視力の和が 0.13以上0.2以下の もの 2 両眼による視野 の2分の1以上が欠 けているもの		平衡機能 の著しい 障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の機 能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃し たもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて 1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節又は膝関節の機 能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃し たもの 3 1下肢が健側に比して5cm以上 又は健側の長さの15分の1以上短 いもの
6 級	1 眼の視力が0.02以 下、他眼の視力が0.6 以下のもので、両眼の 視力の和が0.2を超え るもの	1 両耳の聴力レベ ルが70デジベル以 上のもの(40セン チメートル以上の 距離で発声された 会話を理解し得 ないもの) 2 1側耳の聴力レ ベルが90デジベル 以上、他側耳の聴 力レベルが50デジ ベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい 障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2 指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で 欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい 障害
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうちいずれかの1関節の軽 度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障 害 4 ひとさし指を含めて1上肢2指 の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び 小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び 小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の著しい障 害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足 関節のうち、いずれか1関節の機 能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全 廃したもの 6 1下肢が健側に比して3cm以上 又は健側の長さの20分の1以上短 いもの
備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せ られているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることが出来る。					

身体障害者障害程度等級表

等 別	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体 幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心 臓	じ ん 臓	呼 吸 器	ぼうこう又は直腸の機能障害	小 腸	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝 臓
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障害により自己の身の活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の身の活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の身の活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身の活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障害により自己の身の活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活動作がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障害により日常生活動作がほとんど不可能なもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活動作が極度に制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活動作が極度に制限されるもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4 級		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会生活に支障があるもの							
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第1指骨関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。									